

兵庫県公報

平成30年3月30日 金曜日 第25号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会訓令	ページ
○ 人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令	1

人事委員会訓令

兵庫県人事委員会訓令第1号

人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

兵庫県人事委員会
委員長 太田 和成

人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令

人事委員会決裁規程（昭和59年兵庫県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号中「及び結核性疾患又は精神障害による病気休暇」を削り、同条第3項第11号イ中「及び支払計画示達額」を削る。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。